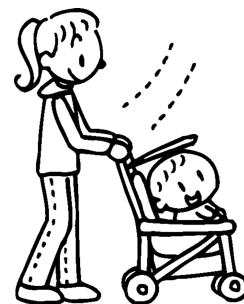


## 【児童手当】 福祉課 TEL 77-5505

中学校終了前（15歳到達後最初の年度末）までの子どもを養育している父母等へ手当を支給しています。

- 子ども1人・3歳未満……………15,000円/月
- ・3歳以上小学校修了前……第1、2子10,000円/月  
第3子以降15,000円/月
- ・中学生……………10,000円/月
- ・特例給付（所得制限世帯）…5,000円/月



## 【子育て支援短期利用事業】 福祉課 TEL 77-5505

保護者が疾病、出産、冠婚葬祭等の理由により家庭での養育が一時的に困難となった場合、児童福祉施設等でお世話します。（利用者負担あり）

## 【病児・病後児保育事業】 福祉課 TEL 77-5505

お子さんが病気になったとき、保育所や学校では預かれない場合の保育制度です。子育てと就労の両立を支援し、子どもの健全な育成のため、病児・病後児をお預かりする施設がある市町と協定を締結しています。（利用者負担あり）

## 【福祉医療費助成事業】 福祉課 TEL 77-5505

0歳児から中学生までの児童に対する医療費の助成を行い、子育て家庭の経済的負担を軽減しています。

### ①乳幼児医療費助成事業

- 助成対象者 0歳～小学校就学前の児童
- 所得制限 対象児童の父母の市町村民税所得割額の合計が136,700円以下（年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分があったものとして所得要件を判定します。）

### ②ちびっ子医療費助成事業

- 助成対象者 0歳～小学校6年生の児童（乳幼児医療制度で非該当の者を含む）
- 所得制限 なし

### ③中学生医療費助成事業

- 助成対象者 中学校1年生から中学校3年生までの児童
- 所得制限 なし

